

業務用冷凍空調機器をご使用のみなさまへ

フロン排出抑制法により、 業務用冷凍空調機器の 点検が義務化されました。

対象

フロン類が充填された
業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の
管理者(ユーザー様)

簡易点検

全ての業務用空調機器が
対象

管理者様ご自身で行う点検が
必要になります



圧縮機 定格出力

7.5kW以上 の機器を保有している場合

定期点検

専門業者への**定期点検の委託**が
必要になります

一定規格以上の
業務用空調機が対象

エアコン

7.5kW～50kW

3年に1回以上

50kW以上

1年に1回以上

冷蔵
冷凍機器

7.5kW以上

1年に1回以上

**フロン漏洩点検は
プロのアーバンテクノにお任せください**

以下のような場合、**管理者(ユーザー様)に罰則が科せられます**

- フロンをみだりに放出した場合、
1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 「機器の漏えい」「漏洩対処」「記録の保管」の判断基準に
違反した場合、**50万円以下の罰金**
- 都道府県知事または主務大臣から求められた
「管理の適正化の実施状況報告」の未報告、虚偽報告は**20万円以下の罰金**
- 都道府県の立入検査の収去の拒否、妨げ、忌避した場合は
20万円以下の罰金
- 算定の漏えい量の未報告、虚偽報告をした場合は**10万円以下の過料**